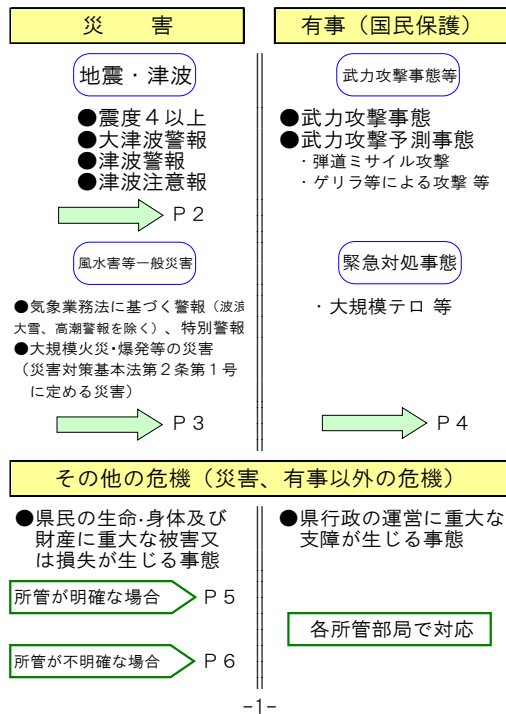


危機が発生したら!?

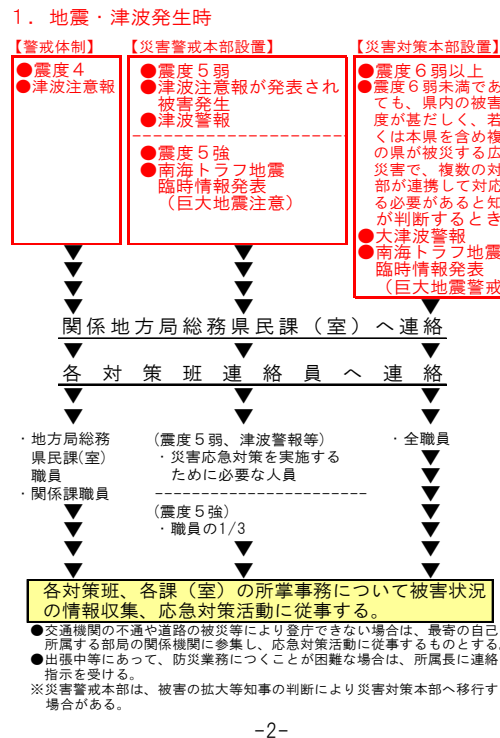
地方局一般職員

危機発生時の職員行動基準

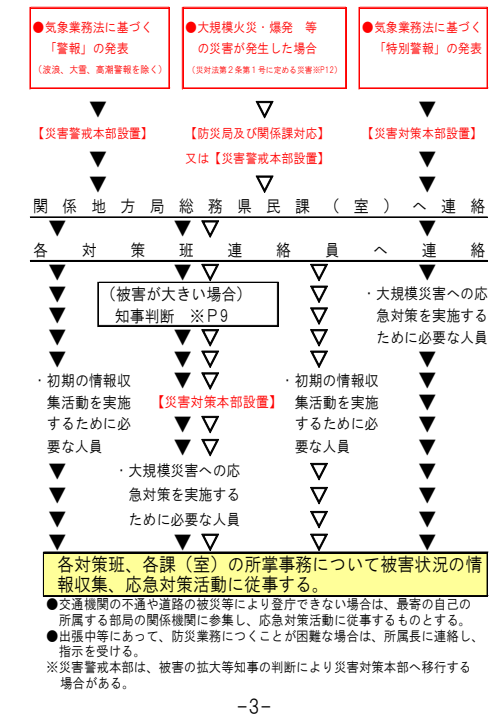


愛媛県(R6.4.1)

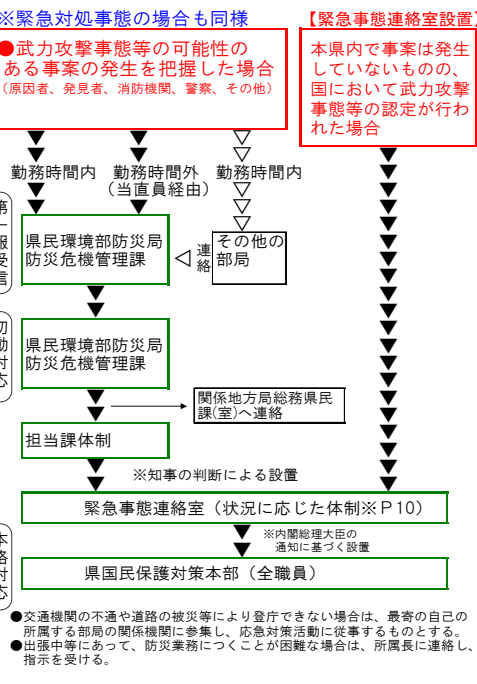
災害発生時初動対応フロー 地方局一般職員



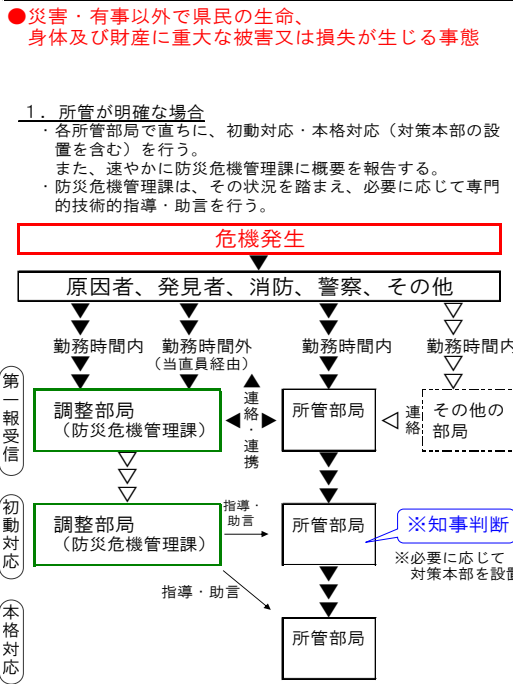
2. 風水害等一般災害発生時



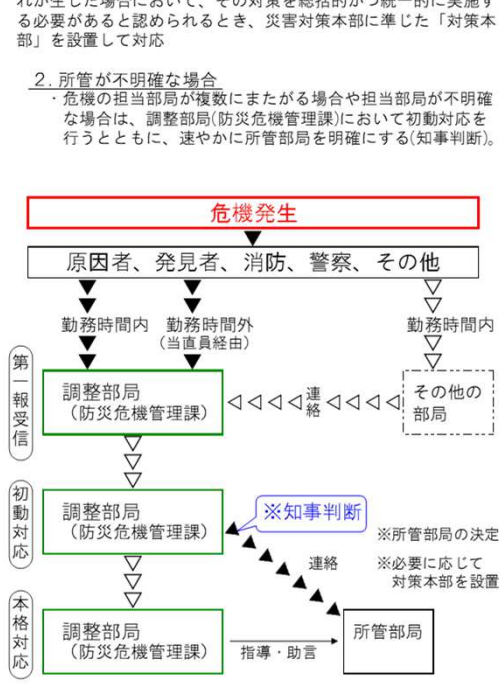
有事の初動対応フロー 地方局一般職員



災害・有事以外の危機



災害・有事以外の危機



地震発生時の配備体制

配備区分	警戒体制	災害警戒本部設置
設置基準	①管内で最大震度4の揺れが発生したとき ②管内沿岸に津波注意報が発表されたとき ③その他地方局長が必要と判断するとき	①管内で最大震度5弱の揺れが発生したとき ②管内沿岸に津波注意報が発表され被害が発生したとき ③管内沿岸に津波警報が発表されたとき ④南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ⑤その他地方局長が必要と判断するとき
参集基準	知事	・なし
	特別職	・なし
	管理職	・なし
	一般職員	・地方局総務県民課(室)職員 ・関係課職員 ・あらかじめ指名されている緊急配備要員（各地方局5名）
		・必要に応じ登庁
		・必要に応じ登庁
		・必要に応じ登庁
		・災害応急対策を実施するために必要な人員 ○関係地方局総務県民課(室)の該当職員 ○関係地方局各対策班連絡員及びその他必要な人員(各対策班判断) ・あらかじめ指名されている緊急配備要員（各地方局5名）

風水害等一般災害発生時の配備体制

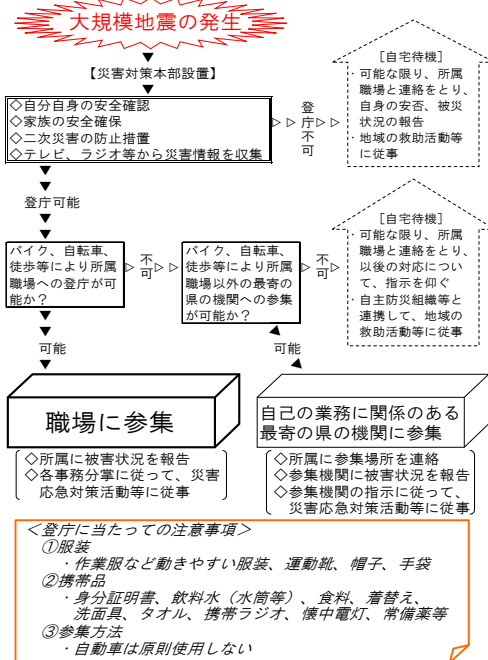
配備区分	災害警戒本部設置	災害対策本部設置
設置基準	①県内で最大震度5強の揺れが発生したとき ②その他地方局長が必要と判断するとき	①県内で最大震度6弱以上の揺れが発生したとき ②①未満の震度であっても、県内の被害程度が甚だしく、又は本県を含め複数の県が被災する広域災害で、複数の対策部が連携して対応する必要があると知事又は地方局長が判断するとき ③県内沿岸に大津波警報が発表されたとき ④南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ⑤その他地方局長が必要と判断するとき
参集基準	知事	・必要に応じ登庁
	特別職	・必要に応じ登庁
	管理職	・必要に応じ登庁
	一般職員	・職員1/3 ・あらかじめ指名されている緊急配備要員（各地方局5名）
	・必要に応じ登庁	・速やかに登庁
	・必要に応じ登庁	・速やかに登庁
	・必要に応じ登庁	・速やかに登庁
	・災害対策本部に所属する管理職は、速やかに登庁 ・それ以外の管理職は、必要に応じ登庁 <small>(注)震度6弱以上の地震発生、大津波警報発表の場合は、全管理職が速やかに登庁</small>	・全職員 ・あらかじめ指名されている緊急配備要員（各地方局5名）

武力攻撃災害時等の配備体制とその基準

配備区分	災害警戒本部設置	災害対策本部設置
設置基準	①管内に気象業務法第13条第1項に基づく警報が発表されたとき (波浪、大雪、高潮警報を除く) ②その他地方局長が必要と判断するとき	①管内に気象業務法第13条の第2項に基づく特別警報が発表されたとき ②県内で相当規模の災害が発生し、複数の対策部が連携して対応する必要があると知事又は地方局長が判断するとき ③その他地方局長が必要と判断するとき
参集基準	知事	・必要に応じ登庁
	特別職	・必要に応じ登庁
	管理職	・必要に応じ登庁
	一般職員	・初期の情報収集活動を実施するために必要な人員 ○関係地方局総務県民課(室)の該当職員 ○関係地方局各対策班連絡員及びその他必要な人員(各対策班判断)
	・必要に応じ登庁	・速やかに登庁
	・必要に応じ登庁	・速やかに登庁
	・必要に応じ登庁	・災害対策本部に所属する管理職は、速やかに登庁 ・それ以外の管理職は、必要に応じ登庁
	・国から国民保護対策本部設置の通知がない場合	・武力攻撃事態等に対し、県の全力をあげて国民保護措置を実施する体制

大規模地震発生時の職員参集フロー

【勤務時間外に南海地震などの大規模地震が発生した場合】



想定される危機事案と所管部局

分類	危機事案	所管部局
大規模自然災害	大規模風水害	防災危機管理課、消防防災安全課
	大規模地震災害	防災危機管理課、消防防災安全課
	原子力災害（伊方発電所の異常事態に対する連絡）	原子力安全対策課、防災危機管理課、消防防災安全課
	石油コンビナート災害	消防防災安全課、防災危機管理課
	大規模火災・爆発	防災危機管理課、消防防災安全課
	危険物・毒物事故	防災危機管理課、消防防災安全課
	航空事故	防災危機管理課、消防防災安全課、航空対策課
	海上事故（油流出含む）	防災危機管理課、消防防災安全課、交通対策課
	鉄道事故	防災危機管理課、消防防災安全課、交通対策課
	道路事故	防災危機管理課、消防防災安全課、連絡調整課
重大事件	県主催イベントでの事故	当該課
	不審船・領海侵犯	防災危機管理課、港南海岸課、漁港課
	ハイジャック・バスジャック・シージャック	防災危機管理課、交通対策課、航空対策課
	大規模騒乱・暴動・パニック	防災危機管理課
有事関連	武力攻撃事態等	防災危機管理課、消防防災安全課
	緊急対処事態	防災危機管理課、消防防災安全課
健康・安全	ミサイル発射事象	防災危機管理課
	周辺事態	防災危機管理課
	感染症の蔓延	健康増進課
	家畜の伝染病	畜産課
	飲料水汚染	都市整備課
	大気汚染	環境、ゼロカーボン推進課
	大規模食中毒	業務衛生課
	毒、劇物による健康被害及び事故	業務衛生課
	原子力災害、テロ以外の被ばく	医療対策課
	原因不明の健康被害	保健福祉課
	農薬等の使用による事件・事故	農産園芸課
	溺水	河川課
	県産農林水産物に関する事件・事故	農林水産部
	医療事故	公営企業管理局、医療対策課
	院内感染	公営企業管理局、医療対策課、健康増進課
	学校内及び校外活動中の事件・事故	教育委員会事務局、私立学校の報告
保育所における事件・事故（公立、私立、認可外含む）	子育て支援課	
障害者支援施設等における事件・事故	障がい福祉課	
県庁舎での事件・事故	各庁舎管理者	
県施設での事件・事故	各施設管理者	
本県関係者が巻き込まれた国外での事件・事故	観光国際課	
その他	防災危機管理課で初動対応、事後調整	

危機発生時の連絡窓口

（①、②には課(室)長、係長等の連絡先を記入してください。）

報告先	電話番号	
	自宅	携帯電話
①	自宅	
	携帯電話	
②	自宅	
	携帯電話	
災害対策本部 国民保護対策本部 緊急対処事態対策本部	県本部	089(912)2335 089(912)2317 089(943)6865(当直用)
	東予地方本部	0897(56)1300 (内線213) 0897(56)3731
	今治支部	0898(23)2500 (内線300) 0898(32)3732
	中予地方本部	089(941)1111 (内線310) 089(909)8750
	南予地方本部	0895(22)5211 (内線206) 0895(22)3065
	八幡浜支部	0894(22)4111 (内線207) 0894(24)6271
	(各) 県民環境部 防犯課 県民課(室)	

MEMO